



## 特に重要な事項の お知らせ

—注意喚起情報—

### 1告知義務について

①保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。

告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」でおたずねします。**事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。**

※告知の仕方につきましては、別紙の記入例をご参照ください。

②当社の社員・生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます)に口頭でお知らせいただいても告知していただいたことにはなりません。

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」を介して受領）が有しています。**当社の社員・生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます)には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりません。**

③保険契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、お申込内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

④傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります。

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります）。

※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取り扱っています。

### 2正しく告知されなかった場合の取扱いについて

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、正しくないことを告知された場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

●責任開始日から2年経過後でも、保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

●保険契約または特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

●保険契約または特約を解除した場合、保険金・給付金等の

「特に重要な事項のお知らせ」は、ご契約に際してのお客さまの告知義務や告知義務違反による不利益、保障の開始時期、保険金・給付金等が支払われない場合、保障の効力が失われる場合など、特に注意、確認いただきたい事項を記載しています（お客さまへの注意喚起情報）。

支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

- 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります）。
- 詐欺による取消しの場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。

告知に関して、ご不明な点、疑問点、内容訂正や告知もれがある場合などは、「カスタマーサービスセンター」にご連絡いただけますようお願いいたします。

フリーダイヤル 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00

(日曜・祝日・年末年始休み)

### 3現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について

①現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

②新規の保険契約と同様に告知義務があります。

告知内容によっては、新たな保険契約をお引受けできなかったり、告知されなかったために新たな保険契約が解除または取消しとなる場合があります。

新たな保険にご契約し直す場合も、「2正しく告知されなかった場合の取扱いについて」が適用されます。

③正しく告知された場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

詳しくは「6保険金・給付金等が支払われない場合について」をご確認ください。

④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等\*を失う場合があります。

\*当社の商品（団体保険を除く）には配当はありません。

### 4保険契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

●申込者または保険契約者は、保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内であれば、お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。ただし利息はおつけしません。

●お申込みの撤回等は書面でのみ受け付けますので、以下あてに郵送してください。

オリックス生命保険株式会社 事務センター  
〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20  
立川センタービル

- お申込みの撤回等の申出日は、書面を発信したとき（郵便の消印日付）とします。

〈お申込みの撤回等の申し出の記入例〉

オリックス生命保険株式会社 御中  
私は下記の契約の申込みを撤回します。

保険契約者 オリックス太郎  
被保険者 オリックス太郎  
申込日 ○年○月○日  
保険種類 ○○保険  
○年○月○日  
住 所 東京都港区○○-○-○  
氏 名 オリックス太郎(自署)  
日中に連絡のつく電話番号  
○○-○○○○-○○○○

- 「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除はできません。
- 当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面を発信したときに保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに、申込者または保険契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

※生命保険は長期にわたる契約ですから、お申込みに際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

## ⑤責任開始時（日）について

①生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知書にもとづく当社の承諾が必要となります。

当社の社員・生命保険募集人(当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取り次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

②保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

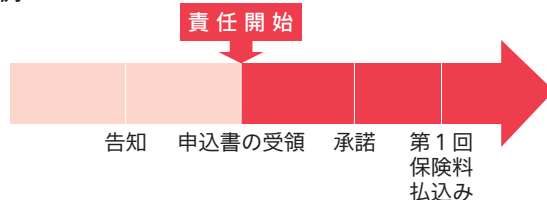
「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合

※原則、この特約が付加されています。

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または申込書の受領\*のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

\*申込書の受領とは、当社または当社の生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)が申込書を受領したときをいいます。

〈例〉



「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

※第1回保険料(充当金)をクレジットカードにより払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。

〈例〉



保険の種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。詳しくは「商品概要のご説明—契約概要—」をご確認ください。

## ⑥保険金・給付金等が支払われない場合について

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

保険金・給付金等のお支払いについての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(契約後/保険金等を支払いできない場合)」をご確認ください。

●責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

●告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

●保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約または特約が解除された場合

●保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

●保険契約の締結・復活にあたり詐欺により保険契約または特約が取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があつて保険契約または特約が無効になった場合

●お支払いの免責事由に該当した場合

(例：責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、保険契約者、被保険者または受取人の故意、または重大な過失による場合等)

## ⑦保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、自動振替貸付、復活について

①払込期月と猶予期間、猶予期間経過による失効

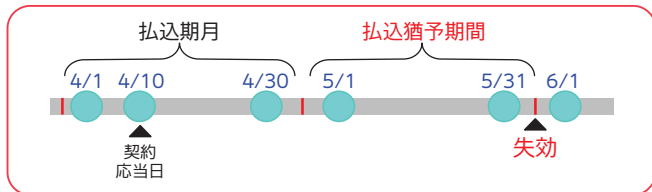
保険料は払込期月(保険料を払込みいただく月)内に当社

へ払込みください。払込期月に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は失効**となります。

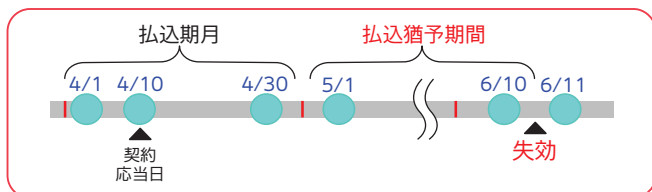
<保険契約が月払の場合>

- ・払込期月：契約応当日（月ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- ・払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで



<保険契約が半年払・年払の場合>

- ・払込期月：契約応当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- ・払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



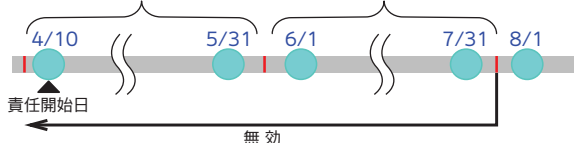
「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- ・払込期間：責任開始日からその翌月末日まで
- ・払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

◆払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は無効**となります。

第1回保険料の払込期間

払込猶予期間



## ②保険料の自動振替貸付

あらかじめお申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立て替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない、あるいはこれと異なる保険種類があります。詳細は、「商品概要のご説明—契約概要—」をご確認ください。

## ③復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払込みおよび告知がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

## 【ご注意ください】

- ・復活に際しても、「**1告知義務について**」「**2正しく告知されなかった場合の取扱いについて**」に記載の内容が適用されます。
- ・被保険者の健康状態等によっては復活できない場合があります。復活を申し込むことができる期間についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり（契約後／保険契約の復活）」をご確認ください。

## 8解約と解約払戻金について

解約される場合には、解約請求書をご請求のうえ、お手続きください。

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

### ●終身保険ライズの解約払戻金について

- ・この保険は、低解約払戻期間中の解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています（解約払戻金支払割合70%）。
- ・低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です。

## 9保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等について

①お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

フリーダイヤル 0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00

（日曜・祝日・年末年始休み）

②ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いできない場合については当社ウェブサイトにも掲載しております。

③当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ずカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

④保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。

⑤被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます\*。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情



がある場合は、被保険者の(1)戸籍上の配偶者、(2)親または子、(3)兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます(詳しくはご契約後にお送りする「ご契約のしおり(契約後/指定代理請求特約)」をご確認ください)。

\*指定代理請求特約が付加されている場合

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

カスタマーサービスセンター  
フリーダイヤル 0120-506-094  
受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00  
(日曜・祝日・年末年始休み)

※契約内容に関するお問合せは、契約者ご本人さまよりお願いいたします。

## ⑩業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

## ⑪生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

## ⑫苦情のお申出先およびご相談窓口について

①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、当社お客さま相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口  
フリーダイヤル 0120-227-780  
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00  
(土日・祝日・年末年始休み)

②当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(一般社団法人生命保険協会のウェブサイト <http://www.seiho.or.jp/>)。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 【申込内容記入欄】

以下に申込内容記入欄を設けましたので、当社から連絡等があるまで申込内容の控えとしてご利用ください。なお、お申込後に保障内容が変更となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

お申込みの承諾が決定した場合には、改めて保険契約者宛てにお引受けする保険契約の内容を通知いたします。

被 保 険 者：	男 性 ・ 女 性
契 約 年 齢：	歳
保 險 期 間：	終 身
保 險 料 払 込 期 間：	終 身 払 ・ 短 期 払 ( 年 ・ 歳 )
保 險 金 額：	万 円
特 約 付 加：	リビング・ニーズ特約付加 介護前払特約付加 (短期払のみ)
自 動 振 替 貸 付：	保険料の自動振替貸付 (適用する・適用しない)
保 險 料 払 込 方 法 (回 数)：	月 払 ・ 半 年 払 ・ 年 払
保 險 料：	円
保 險 金 受 取 人：	(続柄： )
指 定 代 理 請 求 人：	(続柄： )